

島根県後期高齢者医療広域連合告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、別紙の規約により島根県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を島根県に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成19年3月7日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。